

議第7695号

東京都市計画道路の変更（東京都決定）

東京都市計画道路中、都市高速道路第1号線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起点	終点	主な通過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
自動車専用道路	高1	都市高速道路第1号線	大田区羽田三丁目 (神奈川県境)	台東区北上野一丁目	大田区羽田旭町 大田区平和島三丁目 品川区勝島二丁目 品川区東品川四丁目 港区海岸一丁目 港区東新橋一丁目 中央区新富一丁目 中央区日本橋兜町 千代田区岩本町二丁目 台東区東上野四丁目	約 21,930m		4車線	16.5m		起点にて川崎都市計画道路1・4・1号横浜羽田空港線に接続 大田区昭和島一丁目地内で都市高速道路湾岸分岐線に接続 品川区東品川四丁目地内で都市高速道路湾岸線に接続 港区海岸二丁目地内で都市高速道路第12号線に接続 港区海岸一丁目地内で都市高速道路第2号線に接続 中央区築地一丁目地内で都市高速道路晴海線に接続 中央区八重洲二丁目地内で都市高速道路第4号線に接続 中央区日本橋兜町地内で都市高速道路第6号線に接続
	車線数の内訳		4車線			約 20,370m					
			5車線			約 1,040m					
			6車線			約 520m					
	構造形式の内訳		大田区羽田三丁目	港区東新橋一丁目	大田区羽田旭町 大田区平和島三丁目 品川区勝島二丁目 品川区東品川四丁目 港区海岸一丁目	約 14,900m	嵩上式		16.5～24.2m		
			港区東新橋一丁目	中央区日本橋兜町	中央区新富一丁目	約 2,390m	掘割式		16.5m		
			中央区日本橋兜町	台東区北上野一丁目	千代田区岩本町二丁目 台東区東上野四丁目	約 4,640m	嵩上式		16.5m		

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起点	終点	主な通過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
自動車専用道路	そ の 他		なお、中央区新富二丁目から中央区八重洲二丁目までの連結路を設ける。(延長約 1,120m、地下式、2 車線) 中央区新富一丁目、銀座一丁目、京橋三丁目及び八重洲二丁目各地内に立体的な範囲を定める。 (面積約 13,800 m ² の区域を対象)								起点方向と都市高速道路第 4 号線起点方向を連結
			なお、大田区羽田四丁目地内に入口 1 箇所を設ける。 大田区羽田一丁目地内に出口 1 箇所を設ける。 大田区東糀谷三丁目地内に入口 1 箇所を設ける。 大田区羽田旭町地内に出口 1 箇所を設ける。 大田区羽田空港一丁目地内に入口 1 箇所、出口 1 箇所を設ける。 大田区平和島六丁目地内に入口 1 箇所を設ける。 大田区平和島五丁目地内に出口 1 箇所を設ける。 大田区平和島一丁目地内に入口 1 箇所を設ける。 大田区平和島二丁目地内に出口 1 箇所を設ける。 品川区南大井三丁目地内に入口 1 箇所を設ける。 品川区勝島二丁目地内に出口 1 箇所を設ける。 品川区勝島一丁目地内に入口 1 箇所、出口 1 箇所を設ける。 港区海岸三丁目地内に入口 2 箇所、出口 2 箇所を設ける。 港区東新橋一丁目地内に入口 1 箇所、出口 1 箇所を設ける。 中央区築地四丁目地内に入口 1 箇所を設ける。 中央区銀座五丁目地内に出口 1 箇所を設ける。 中央区築地一丁目地内に入口 1 箇所、出口 1 箇所を設ける。 中央区築地二丁目地内に入口 1 箇所を設ける。 中央区京橋三丁目地内に出口 1 箇所を設ける。 中央区銀座一丁目地内に出口 1 箇所を設ける。 中央区日本橋三丁目地内に入口 1 箇所を設ける。 中央区八丁堀一丁目地内に出口 1 箇所を設ける。 中央区日本橋本町一丁目地内に入口 1 箇所を設ける。 中央区日本橋本町二丁目地内に出口 1 箇所を設ける。 中央区日本橋本町四丁目地内に出口 1 箇所を設ける。 千代田区岩本町二丁目地内に入口 1 箇所を設ける。 台東区東上野二丁目地内に入口 1 箇所、出口 1 箇所を設ける。 台東区北上野一丁目地内に入口 1 箇所、出口 1 箇所を設ける。 なお、大田区羽田三丁目地内に幅員 17.6m、延長約 90m の環境施設帯を設ける。 なお、中央区八重洲二丁目及び千代田区丸の内一丁目地内に換気所を設ける。 なお、中央区新富一丁目地内に管理施設を設ける。								入口起点方向 出口終点方向 入口終点方向 出口起点方向 入口終点方向、出口起点方向 入口起点方向 出口終点方向 入口終点方向 出口起点方向 入口終点方向 出口起点方向 入口起点方向、出口終点方向 入口起点終点方向、出口起点終点方向 入口起点方向、出口終点方向 入口起点方向 出口終点方向 入口終点方向、出口起点方向 入口起点方向 出口終点方向 出口起点方向 入口終点方向 出口起点方向 入口起点方向 出口終点方向 出口起点方向 入口終点方向 入口起点方向、出口終点方向 入口起点方向、出口終点方向

「区域、立体的な範囲及び構造は、計画図表示のとおり」

理 由： 都市高速道路における構造物の安全性を確保するとともに、交通の円滑化や道路上部空間の活用を図るため、変更する。
(注)同時に進めている都市計画の変更内容(変更区間：大田区東糀谷六丁目～大田区昭和島一丁目)を含む。

変 更 概 要

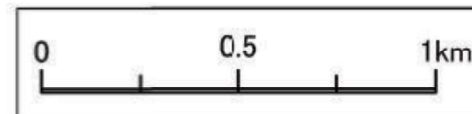
名 称	変 更 事 項
都市高速道路第 1 号線	1 一部区域の変更 中央区銀座四丁目、銀座三丁目及び築地一丁目各地内

東京都市計画道路 都市高速道路第1号線 位置図

〔東京都決定〕

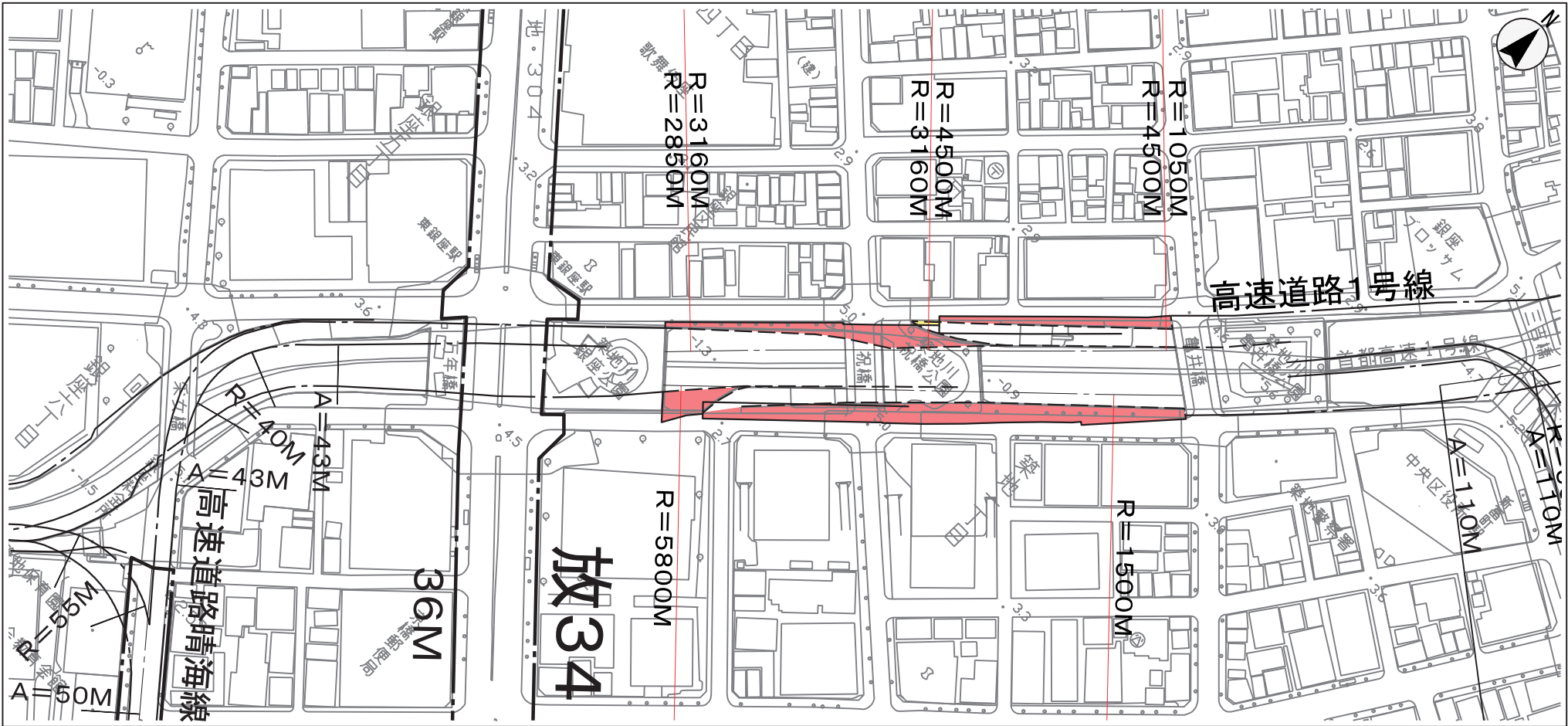


凡 例	
【変更対象区間】	
—	都市高速道路第1号線
【既定の都市高速道路】	
—	供用中
—	事業中
○ ○ ○	未着手

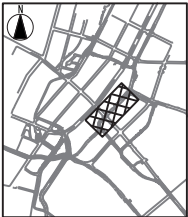


東京都市計画道路 都市高速道路第1号線 計画図

〔東京都決定〕



凡 例			
	計画変更新線		計画変更廃止線
			既定計画線



この地図は、国土地理院長の承諾（平29関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（6都市基交第1308号）して作成したものです。無断複製を禁じます。（承認番号）6都市基街都第208号、令和6年10月23日

東京都市計画道路 都市高速道路第1号線 参考図1

〔東京都決定〕



東京都市計画道路 都市高速道路第1号線 参考図2

〔東京都決定〕

平面図



この地図は、国土地理院長の承認（平 29 関公第 444 号）を得て作成した東京都地形図（1:2,500）を使用（6 都市基交第 1308 号）して作成したものです。無断複製を禁じます。（承認番号）6 都市基街都第 208 号、令和 6 年 10 月 23 日

断面イメージ

